

十島村公共施設等総合管理計画



平成 28 年 3 月
鹿児島県 十島村

目次

第1章 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的.....	1
第2章 本村の現況.....	2
1.人口推移.....	2
2. 財政状況.....	4
(1) 歳入.....	4
(2) 歳出.....	4
第3章 公共施設の現状と課題.....	6
1.公共建築物.....	6
2.インフラ資産.....	8
3.公共施設全体.....	9
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	10
1.計画対象施設.....	10
2.計画期間.....	10
3.全庁的な取組体制の構築及び情報管理.....	10
(1) 全庁的な取組体制の構築.....	10
(2) 情報管理・共有方策.....	10
4.公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	10
(1) 管理に関する基本的な方針.....	10
(2) 適正管理に関する各実施方針等.....	11
ア 点検・診断等の実施方針.....	11
イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針.....	11
ウ 安全確保の実施方針.....	11
エ 耐震化の実施方針.....	11
オ 長寿命化の実施方針.....	11
カ 統合や廃止の推進方針.....	12
キ 売却や譲渡の実施方針.....	12
5.総合的かつ計画的な管理を実施するための体制.....	12
6.フォローアップの実施方針.....	12
7.設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	12～14

第 1 章 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

1. 計画策定の背景と目的

本村では、昭和 50 年代から定住対策や産業振興対策、村民のニーズなどに応じて、「村営住宅」「産業施設」「学校教育施設」等の『公共建築物』や「道路」「上水道」などの『インフラ資産』といった多くの公共施設を整備してきました。

現在、人口減少や少子高齢化が進むなど、社会構造や村民ニーズが変化しており、公共サービスのありかたを改めて見直す必要性に迫られています。

また、これまで整備してきた公共施設は既に相当な年月が経過しており、これらの公共施設の多くが近い将来一斉に改修・更新の時期を迎え、多額の更新費用が必要になると見込まれています。

一方、財政面では少子高齢化に伴う扶助費等の義務的経費の増大や、一層厳しさを増すであろう地方交付税環境が想定されます。

こういった社会情勢の中で、全ての施設を維持・更新することは困難な状況にあり、健全で持続可能な村経営を実現するには、より効率的かつ効果的な公共施設の活用と最適な規模での維持・更新を行うことが必要となります。

このため、村が管理するあらゆる公共施設の維持管理・更新等を、着実に推進するための中長期的な取り組みの基本的な方向性を明らかにする計画として「十島村公共施設等総合管理計画」を策定しました。

2. 対象資産の範囲

本村が所有する全ての資産のうち、公共建築物及びインフラ資産、公共施設が立地する土地を対象とします。

3. 計画の期間

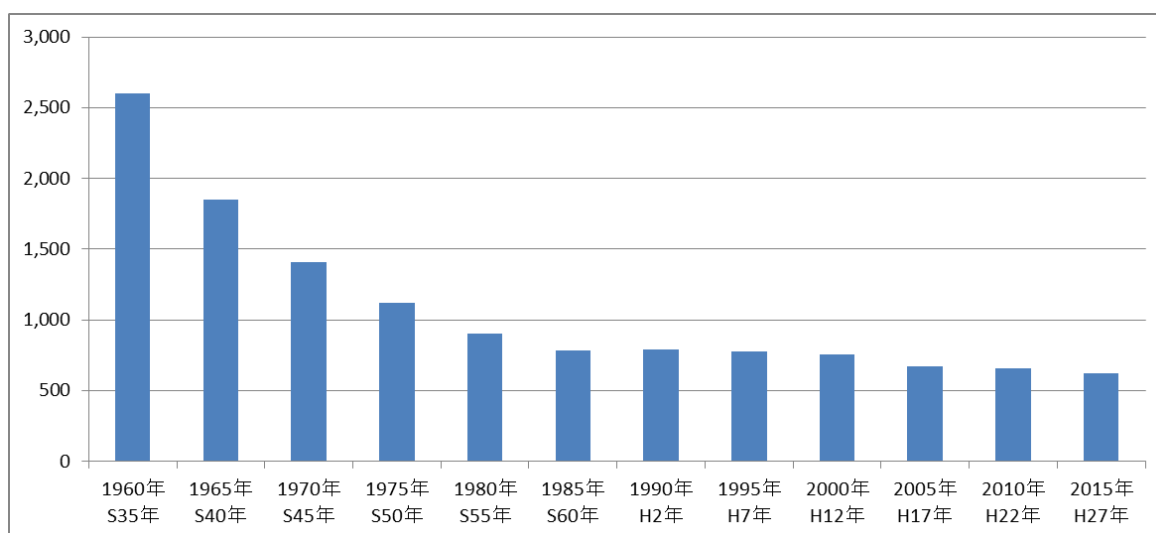
平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間を計画期間とします。

第2章 本村の現況

1.人口推移

本村の人口は、昭和27年には3,394人を記録したこともありましたが、日本経済の高度成長とともに向都離村が顕著に進み、減少の一途をたどってきました。しかし平成22年から就業対策、空家対策など様々な人口対策を講じた結果、少しずつではありますが増加に転じてきていますが、減少要因としての高齢者や中学生卒業による自然的な減少が確実にあることを考えると予断を許さない状況にあります。人口の減少は、昭和45年～55年までの10年間に約35.8%（504人）、昭和55年～平成2年までの10年間に約12.5%（113人）、平成2年～平成12年までの10年間に約4.3%（34人）、平成12年～平成22年までの10年間に約13.1%（99人）が減少しており、年々減少の一途をたどっています。

【図表-当村の人口推移】

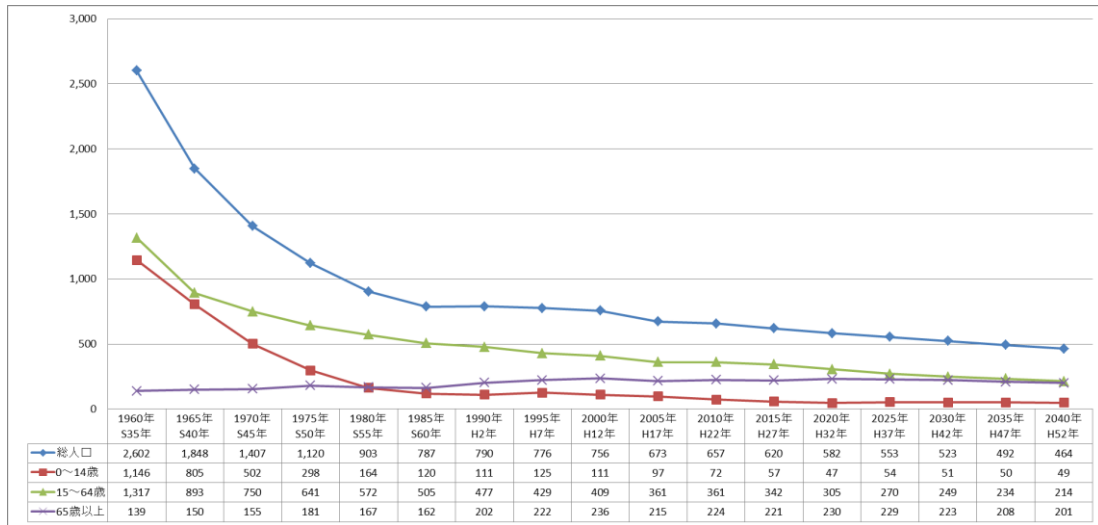


資料 総務省「国勢調査」 2011年から2015年は十島村「住民基本台帳」（各年5月1日現在）

国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月にまとめた将来推計によると平成47年には500人を割り込むまで減少することが予測されています。

年齢階層別人口についてみると、65歳以上の老年人口割合は昭和35年は5%でしたが、それ以降、平成22年の34%までに増加し続けており、平成52年には43%まで増加することが予測されています。また15歳以上64歳以下の生産年齢人口は、昭和60年の64%をピークに平成22年の55%まで減少し続けており、平成52年には46%と老年人口とほぼ同率の人口割合になることが予測されています。

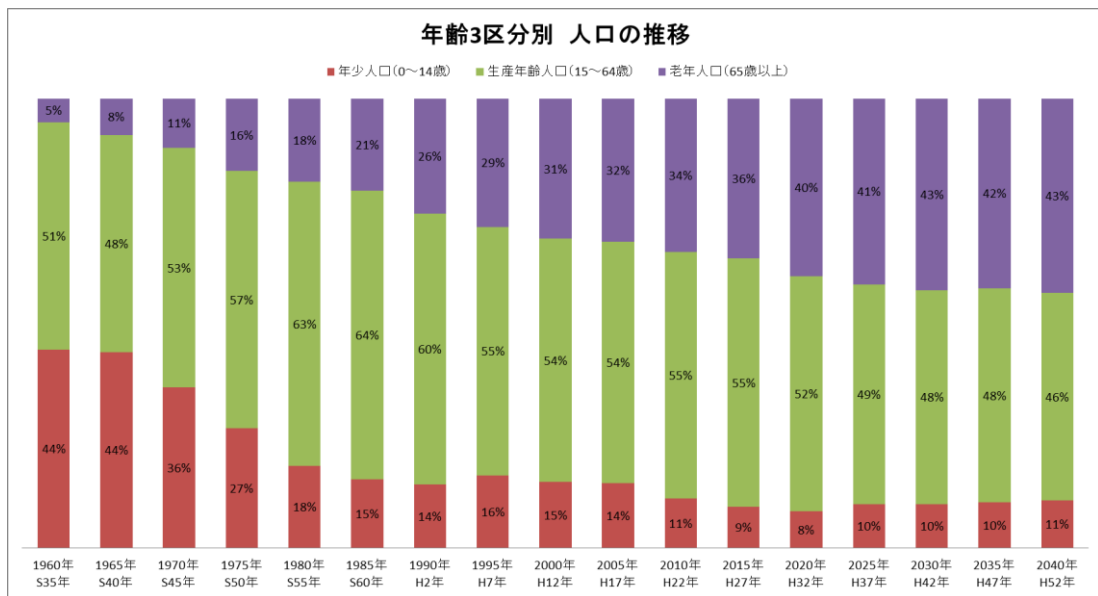
【年齢3区分別人口の推移】



出典：総務省統計局「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成 25 年 3 月推計）

【年齢3区分別人口の推移】



出典：総務省統計局「国勢調査」

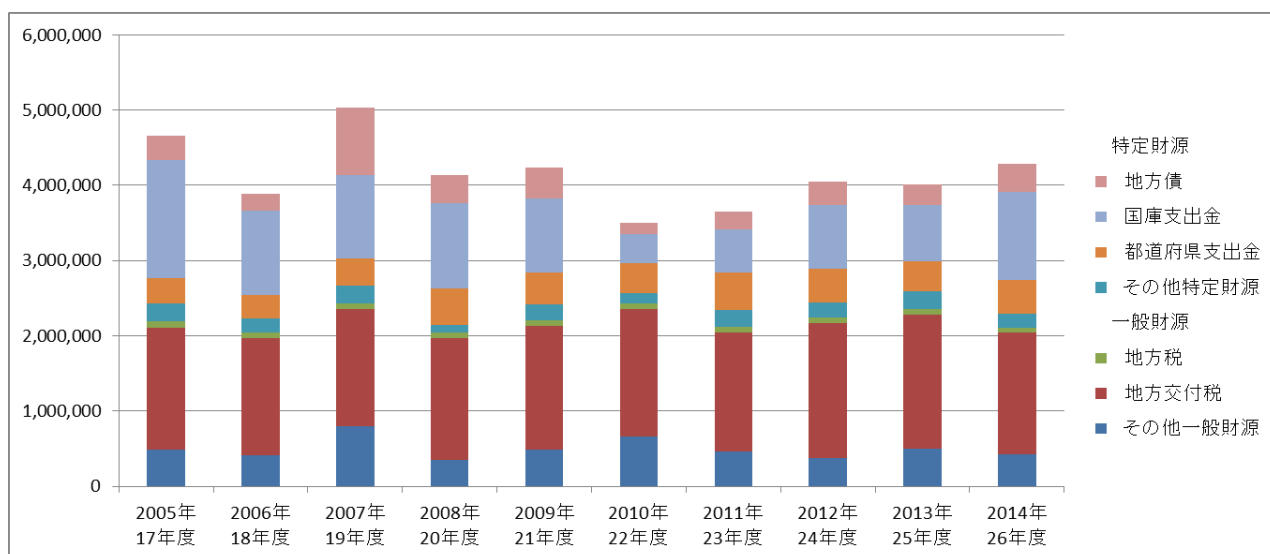
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成 25 年 3 月推計）

2. 財政状況

(1) 歳入

本村の平成 26 年度における歳入総額は 42.8 億円となっており、ここ 10 年間の推移をみると、平成 19 年度の 50.2 億円をピークに減少傾向にあり、40 億円前後で推移していますが、今後は人口の減少や生産年齢人口の減少により大幅な増加を見込むことは難しく、財源確保の環境はますます厳しくなることが、予測されます。

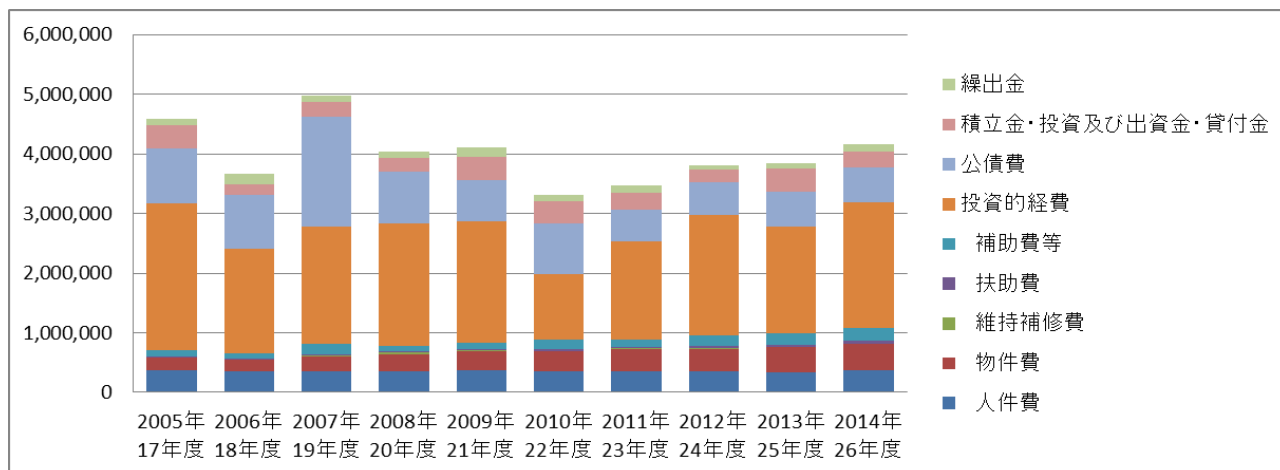
【普通会計における決算の推移（歳入）】



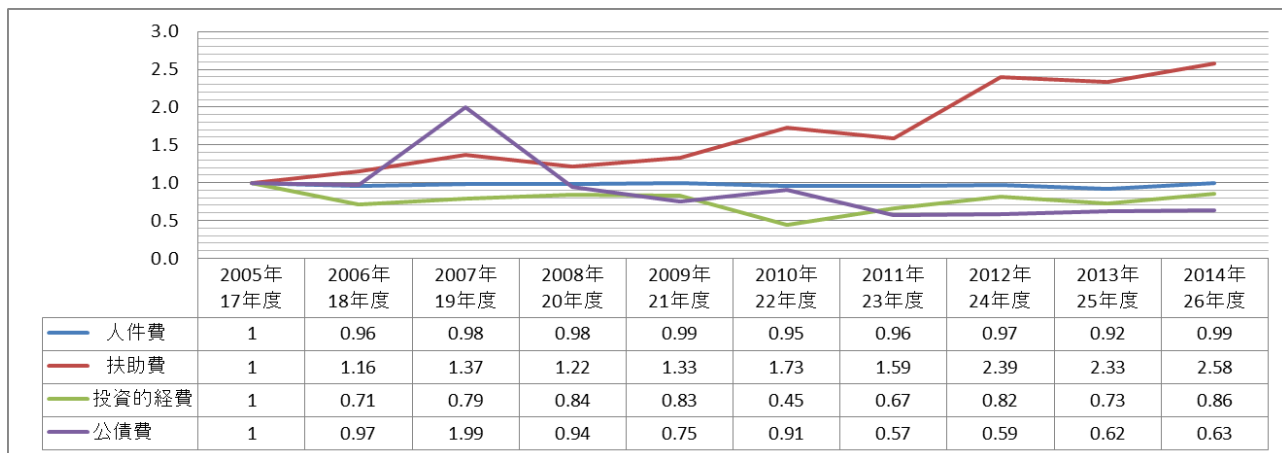
(2) 歳出

本村の歳出については、人件費や公債費を抑制しているものの、少子高齢化に伴う扶助費等の経費や基盤整備（道路港湾等）に要する経費及び、今後一斉に更新時期を迎える公共施設等の維持管理費用が増加していくものと考えられ、限られた財源による厳しい財政運営となる状況が予測されます。

【普通会計における決算の推移（歳出）】



【歳出主要項目の平成 17 年からの増加率】

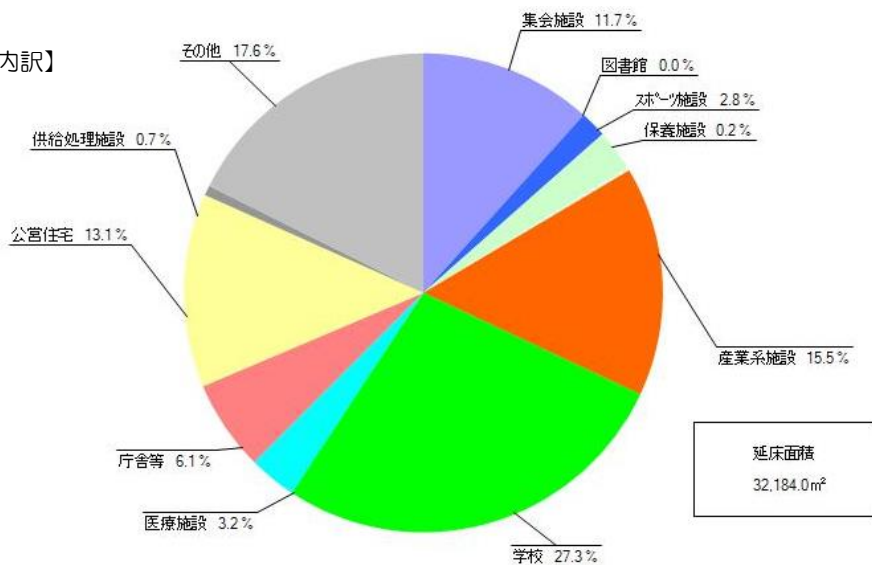


第3章 公共施設の現状と課題

1. 公共建築物

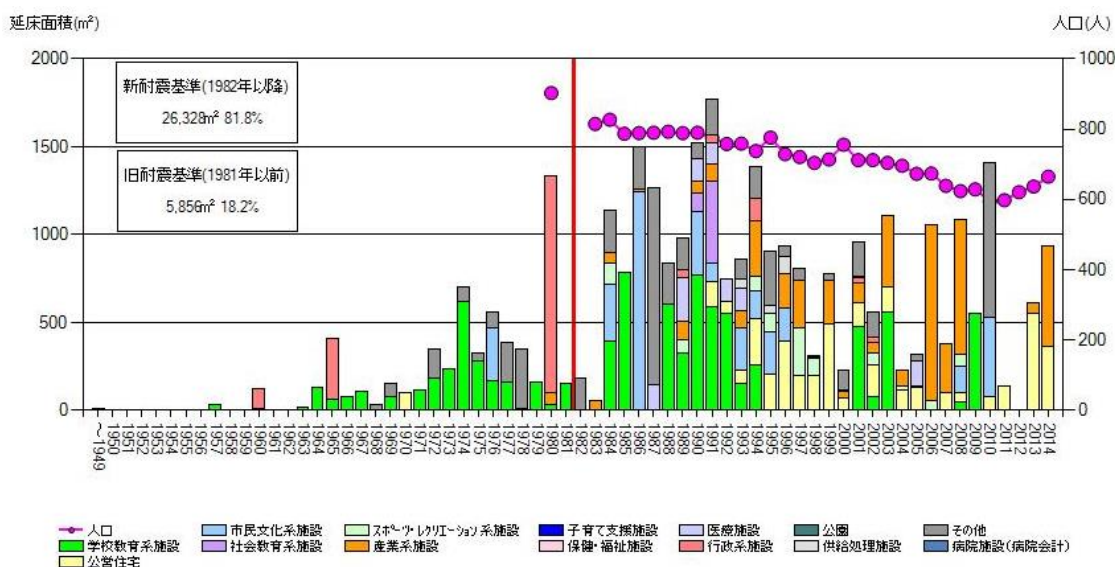
今回対象となる公共施設は、平成 26 年時点で 337 施設、総延床面積は 32,184 m² であり、村民一人当たりの面積が全国平均と比べて大きな数値となっているのは、行政範囲が七島にわたり、それぞれの島に同種・同機能をもった公共施設を配置せざるを得ないという理由からです。公共建築物の延床面積を建築用途別にみても、学校施設の延床面積（27.3%）が最も多く、続いて産業系施設（15.5%）、公営住宅（13.1%）となり、この三用途だけで全体の半分以上の割合を占めます。

【建物面積の内訳】

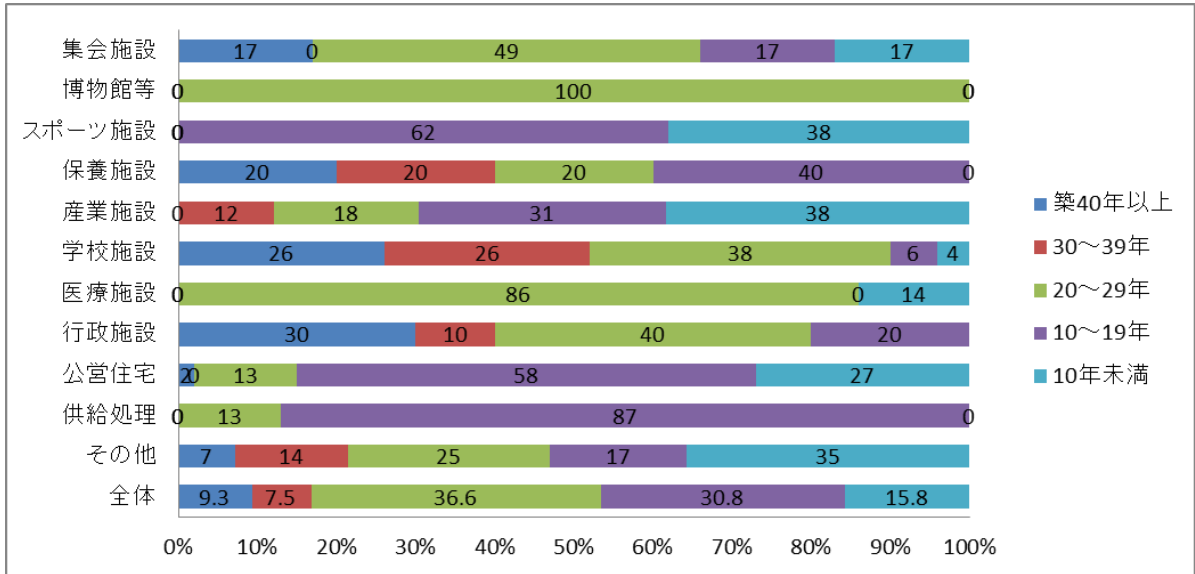


建築年度別にみても、築年数 40 年以上経過した建築物が全体の 9.3%、30 年以上 40 年未満経過した建築物が 7.5%、20 年以上 30 年未満経過している建築物 36.6% となります。

【年度別整備延床面積】

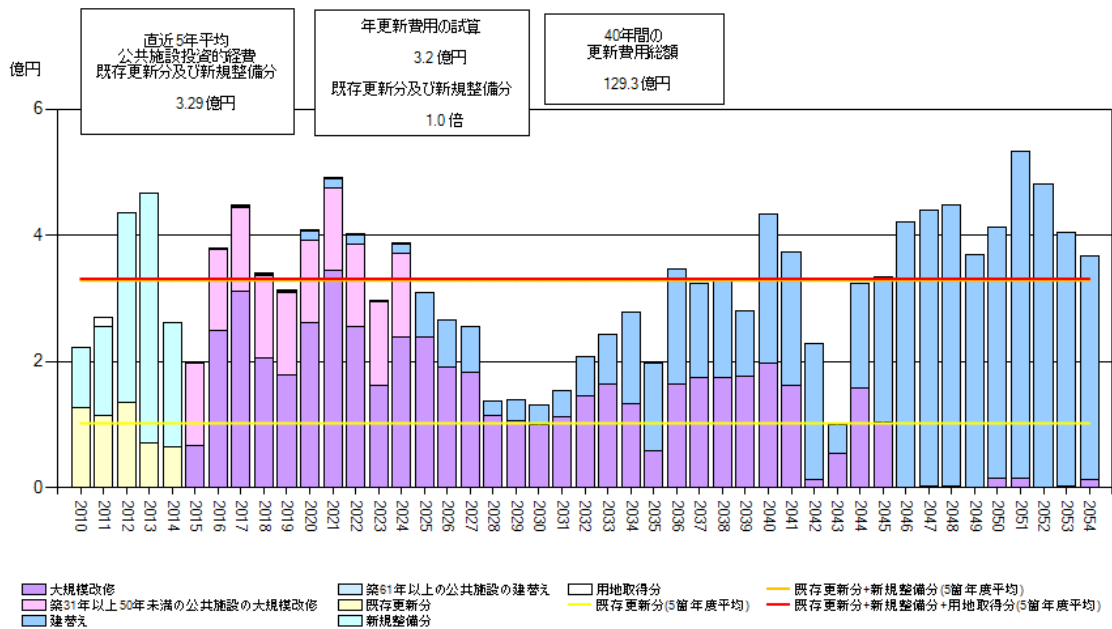


【公共建築物の類型別建築経過年数】



本村が現在所有している公共建築物の老朽化が進む中で、全ての資産を保持しつつ大規模修繕や建替を行った場合、今後40年間に係る更新費用の総額は129.3億円、年平均では3.2億円になることが予想されます。さらに本村の場合、上記工事費に対して20%程度の輸送費やコンクリート単価等（離島経費）が別途必要となってきます。

【公共建築物の将来の更新費用の推計】



- ※更新費用の推計条件**
- ・現在保有する公共建築物全て保有し続けたとする。
 - ・建替え周期は60年周期、大規模修繕は30年周期とする。
 - ・維持更新費は、更新費及び大規模修繕費を含む

2.インフラ資産

本村が現在所有する主なインフラ資産の保有量は以下の通りとなっています。

【主なインフラ資産の所有量】

分類	総延長 (m)	総面積 (㎡)
道路	123,010	475,472
橋梁	59	242
上水道	33,559	—

本村のインフラ資産のうち、道路・橋梁などの構造物の中には、建設後相当な年数を経ているものもあり、今後急速に老朽化していくことが懸念されます。

現在のインフラ資産を全て保有・維持し続けた際、今後 40 年間で必要とされる更新費用総額と単年度平均の必要更新費用は以下の通りです。さらに本村の場合、下記工事費に対して公共建築物の場合と同様に、輸送費やコンクリート単価等（離島経費）が別途必要となってきます。

【今後 40 年間の更新費用の総額と単年度平均】

(億円)

分類	40 年間の更新費用総額	単年度平均の更新費用
道路	59.6	1.5
橋梁	0.7	0.02
上水道	32.9	0.8
合計	93.2	2.32

※更新費用の推計条件

道路	更新年数	15 年	更新単価	4,700 円/㎡
橋梁	更新年数	60 年	更新単価	鋼製 500 (千円/㎡) その他 425 (千円/㎡)
上水道	更新年数	40 年	更新単価	導水管 300mm未満 100(千円/m)
				送水管 300mm未満 100(千円/m)
				配水管 150mm 以下 97(千円/m)

また、行政範囲が七島にわたるため港湾施設の数も多く、現在本村に現存する施設は以下の通りとなります。

- 港湾数 11 ヶ所 (内県管理 3 ヶ所)
- 外郭施設[防波堤・防潮堤] 延長 7,070m (内県管理 3,838m)
- [護岸] 延長 2,466m (内県管理 1,468m)
- 係留施設[岸壁等] 延長 1,745m (内県管理 1,315m)

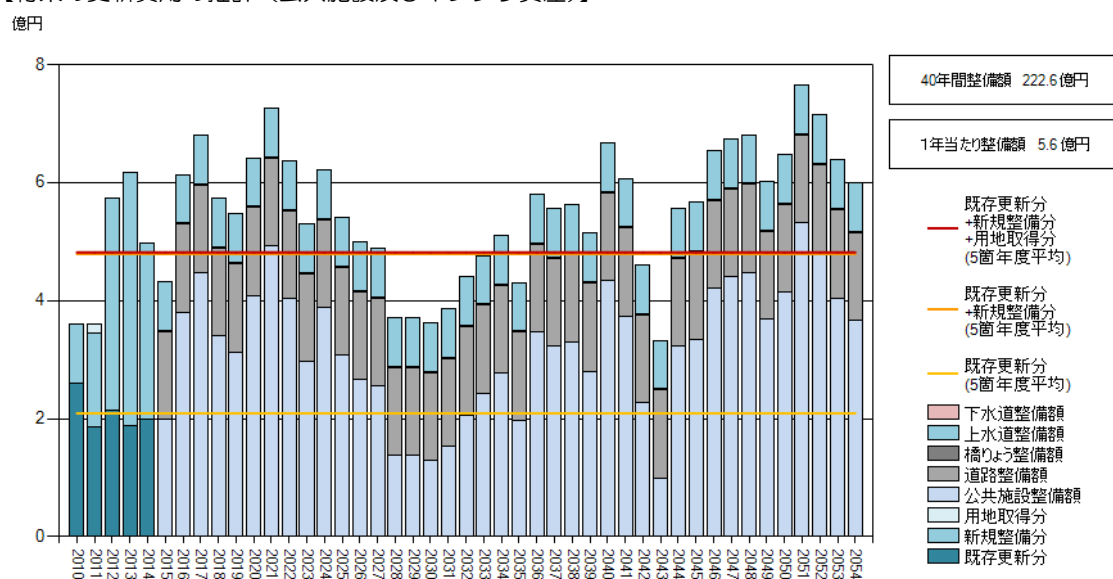
これら港湾施設に対する、直近 5 年間の投資的経費は平均して 8.2 億円にのびります。

3.公共施設全体

公共施設と道路・橋梁・上水道等のインフラ資産を含めた公共施設全体の今後 40 年間の更新費用総額は約 222.6 億円、単年度平均では 5.6 億円となることが予想されます。

これは、直近 5 年間に公共施設と道路・橋梁・上水道等のインフラ資産の更新費用に充てている投資的経費の年平均が約 2 億円であるのに対して、2.8 倍の金額を捻出していく必要があることとなります。

【将来の更新費用の推計（公共施設及びインフラ資産）】



港湾施設や離島経費を考慮した場合、その割合はさらに大きくなっていくことが懸念されます。そのため隣接する県管理施設との様々な情報共有や、新技術導入の検討等の維持管理・修繕等に対する更なる対策を講じる必要があります。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1.計画対象施設

本村が所有する公共施設等について、全ての施設を対象とします。

2.計画期間

平成27年度を初年度とし、平成36年度までの10年間を計画期間とします。ただし取組の進捗状況、情報や知見の蓄積状況や社会情勢の変化を踏まえ、計画期間内であっても適宜見直しを図ります。

3.全庁的な取組体制の構築及び情報管理

(1) 全庁的な取組体制の構築

公共施設等の管理にあたっては、全庁的な体制の構築が必要であることから、運営委員会等を組織し、既存の役割としての村有財産の有効活用に関する協議を行うとともに、本計画に係る全庁的な調整、進行管理、評価を踏まえた取組方策を行います。

(2) 情報管理・共有方策

各所管部局においては、所管する財産の総合的な管理に必要な情報を把握し、整理するとともに村有施設等の維持管理、長寿命化に関して、営繕部門・財政部門等と連携しながら、それぞれが管理する財産に関する情報の把握と整理に努め庁内で共有します。

4.公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 管理に関する基本的な方針

公共施設等の管理については、現状の課題に対する基本認識を踏まえ、施設の維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を目指すため、現有施設の保全・活用を徹底し、整備拡張から現有施設活用へ転換を図ります。また、従来手法の枠にとらわれることのない工夫ある管理・整備手法を導入し、分散したデータの一元的な情報集約や全体的で実効性のある仕組の構築に取り組みます。

必要な対策の検討にあたっては、その施設の必要性、対策の内容や時期等を考慮し、必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会情勢の変化に応じた質的向上や用途変更、複合化・集約化を図ります。一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなどにより、取組を推進します。また耐用年数経過後の公営住宅等の公共施設については、入居者等への譲渡などについても検討します。

(2) 適正管理に関する各実施方針等

建築士等による施工状況及び進捗状況の管理を適切に実施していく事により、早期の改善箇所の発見及びその対策に努め、維持管理・修繕等により長寿命化を図っていきます。

産業施設等については、民間等への管理業務委託（指定管理）を引き続き進めていくと共に、指定管理団体と村双方で情報の共有を強化していきます。

ア 点検・診断等の実施方針

各施設の管理状況等を踏まえた計画的な点検により、安全性や耐久性へ影響を与えるような劣化・損傷の程度や、原因等の把握に努めるとともに、劣化・損傷の進行や施設に与える影響などについて評価を行います。

また、点検・診断結果を情報として蓄積し次回以降の点検・診断や施設の維持管理・修繕等を含む老朽化対策に活用します。

イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の利用率・効用・意義・老朽度合等を総合的に勘案し適切な維持管理・修繕を行うことにより、予防保全に努め、更新に至るまでの費用の縮減を図るとともに、PPP や PFI 活用の可能性についても検討します。

また、施設総量の削減、安全・安心の観点等からも廃止や修繕不可能な施設については取り壊しを検討し、その際優先順序を付けて順次事業を実施することで事業費等の削減、平準化を図るようにします。

ウ 安全確保の実施方針

点検・診断等により危険性が認められた施設については、速やかに使用停止等の措置を講じるとともに、緊急性や重要性を勘案して除去・更新等の方針を決定します。

エ 耐震化の実施方針

防災拠点や避難救助等として重要な役割をはたす施設（教育施設等）を最優先として、耐震診断及び耐震改修工事を計画的に実施します。

また利用率・効用等の高い施設については、構造部以外の非構造部についても、落下、転倒等による被害を防ぐための措置を検討します。

オ 長寿命化の実施方針

施設の健全度を把握し、早期段階での機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理に努めることで、事業費の大規模化・高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

カ 統合や廃止の推進方針

施設の利用状況や老朽化等に照らして十分に検討し、必要性が認められない施設については、地元や議会との調整をしたうえで廃止・撤廃を進め、施設の保有総量の縮小に努めます。

キ 売却や譲渡の実施方針

耐用年数経過後の公共施設等については、地元や議会との調整をしたうえで、売却・譲渡を検討します。

5.総合的かつ計画的な管理を実施するための体制

本計画の推進にあたっては、全体を一元的に管理し、庁内の横断的な体制を整備し、調整機能を発揮しつつ方針の決定や進行管理を行っていくことが重要です。そのため、各施設を所管する部局が一同に集う場（課長会などを想定）において情報共有を図るとともに、職員を対象とした研修等を実施するなどの必要な取組を行います。

6.フォローアップの実施方針

本計画の実施状況等については、全庁的な推進体制のもとで確認を行うと共に、必要に応じて内容の見直しを行い、実施方針等の取組状況などの評価を適宜行います。また、本計画は社会情勢等の変化、行財政改革の推進状況等を踏まえ、随時必要な見直しを行います。

7.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 集会施設

- ・自然災害発生時の応急避難場所としての役割も果たすことから、非構造部材も含めた耐震対策を検討します。
- ・建物の劣化状況や、設備機器類の更新時期等を把握し、予防保全的な維持管理や修繕を実施します。

(2) 社会教育施設

- ・建物の定期点検を適切に実施し、劣化状況を把握し計画的な修繕・更新により建物の長寿命化を図ります。

(3) スポーツ・保養施設

- ・通常時と異なる状態や現象が生じていないか、指定管理施設管理者と共に日常管理を徹底し、長寿命化を図ります。

(4) 産業施設

- ・一般的な施設に比べて使用環境が厳しく劣化が激しいため、指定管理施設管理者と共に適時適切な補修・更新を行うことで、長寿命化に努めます。

(5) 学校施設

- ・長期的視点による維持管理を行い、予防保全の考え方により計画的に修繕等を実施し施設の長寿命化を図ります。

(6) 医療施設

- ・施設の大半が築後 20～30 年程経過しており、老朽化が見受けられる時期を迎えているため、計画的な修繕により施設の長寿命化を図ります。

(7) 行政施設

- ・施設の診断や、日常的な点検により建物の劣化状況や設備機器類の更新時期を把握し予防修繕等に努めることで長寿命化を図ります。

(8) 村営住宅

- ・建設後又は改修後に一定年数以上経過した外壁、開口部、設備配管類についての耐久性・耐蝕性の向上に資する改修の検討をします。
- ・住民ニーズに応じて計画的な改修・修繕等を行いライフサイクルコストの低減に努めます。

(9) 供給処理施設

- ・安定的な稼働のため、定期的な点検調査を実施し、それに基づいた計画的な補修・整備により、長寿命化を推進します。

(10) 道路・橋梁

- ・日常点検を実施するとともに、5年に一回程度の頻度で近接目視による点検を基本とします。
- ・舗装・照明等は点検結果により更新年数を設定し、重要度等検討のうえ計画的に修繕・更新を実施します。

(11) 上水道

- 定期的な点検により破損状況や劣化状況、補修履歴等を把握し施設情報の一元化に努めその結果をもとに優先順序を考慮しながら、計画的な修繕・更新を実施します。

(12) 港湾施設

- 日常点検を実施すると共に、5年に一回程度の定期点検の実施を基本とします。
- 防食工法の活用や小規模修繕による延命化の推進、新技術の積極的な活用により、長寿命化に取り組みます。
- 点検や診断結果、補修工事履歴等の施設情報一元化に取り組みます。